

開かれた市政運営のため

情報公開・個人情報保護制度

本市には、平成十年四月にスタートした情報公開制度と個人情報保護制度があります。情報公開制度は開かれた市政を実現するため、個人情報保護制度はプライバシーを守るため、それぞれ重要な制度です。ここでは、昨年度の情報公開の請求・処理状況、個人情報の請求・申し出状況などを紹介し、開かれた市政運営への取り組みをお知らせします。

お問い合わせは行政管理課 89016533、情報公開コーナー 89016244へ。

市の情報公開に参加を

情報公開制度は、市民の皆さんが市で持っている情報（行政情報）の公開を求める権利を保障するもの。市の活動を説明することで、市政に対する市民参加を促し、公正で開かれた市政



の運営を確保することが目的です。

平成十六年度の情報公開の請求・申し出件数は表1のとおり、三十五件でした。十五年度の四十六件と比べると十一件減少しています。三十五件のうち全部を公開したものは二十五件、部分公開をしたものは七件、公開しなかったのは、印影や個人名、住所、電話番号などです。また、主な情報公開請求の内容は、表2のとおりです。

請求の内容	決定区分
平成15年度行政自治委員の推薦ならびに世帯数、自治会役員などの報告書類	部分公開 特定の個人が識別される情報は非公開。印影も偽造防止のため非公開
事務用消耗品の単価契約一覧表	公開
平成15年度学校図書入札結果および予定価格	公開
平成15年度政務調査費収支報告書および添付書類	公開
平成15年度における議員から行政に行われた要望・申し入れなどの関係書類すべて	公開

区分	件数		処理状況			取り下げ
	方法	件数	公開	部分公開	非公開	
公開の請求	閲覧	1	1	0	0	0
	写し	31	22	6	1	2
	小計	32	23	6	1	2
公開の申し出	閲覧	0	0	0	0	0
	写し	3	2	1	0	0
	小計	3	2	1	0	0
合計		35	25	7	1	2

「公開の請求」は、前橋市情報公開条例が施行された平成10年以降の行政情報について公開を受けようとする事。「公開の申し出」は、この条例が施行される以前の行政情報について公開を受けようとする事をいいます。